

申入れ（全労働兵庫支部）議事概要（令和3年11月17日）

兵庫労働局長（当局）は、令和3年11月17日（水）に全労働兵庫支部執行委員長（全労働兵庫支部）から、「2021年全労働秋季統一要求書」等にかかる申入れを受け、その対応を行った。

この申入れの概要は、次のとおりである。

（全労働兵庫支部）

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動は長期に停滞しており、それが労働者・国民に与える影響は計り知れず、労働行政に求められる役割は一層大きくなっているが、不特定多数の来庁者が訪れる労働行政の窓口における感染防止対策はいまだ十分といえる状況になく、さらなる感染防止対策が求められる。

また、コロナ禍への対応だけでなく、様々な政府の重要施策を担っている労働行政において、今回の感染症への対応を見てもすでに限界に達していることが明らかであり、体制整備は急を要している。

一方、今年の人件院勧告は月例給について据え置き、一時金について支給月数0.15月分の引下げ勧告となった。これは、感染リスクに怯えながらも懸命に窓口業務に従事してきた職員・非常勤職員の労苦に報いるものとはいえず、また、我々の切実なる要求である諸手当改善や再任用職員の処遇改善、非常勤職員の雇用の安定などには触れられていない。

その他、定年延長にかかる課題、あるべき基準行政の人事と体制の確立、超過勤務縮減、自然災害への対応、公務員宿舎の確保、職場の健康・安全確保など安心して業務に専心できる職場環境に向けた諸課題の解決が強く求められている。

こうした状況下、全労働は組合員とその家族の切実は要求に基づき、労働者・国民のための民主的な労働行政の確立と自らの労働条件改善を求め、ここに、「2021年全労働秋季統一要求書」等を提出するので、使用者としての責任と自覚に基づき、各々の要求項目について誠実な対応を要求する。

（当局）

提出された要求書等の各要求事項については、内容を検討の上、誠実に対応したい。